

通俗教育施設における「資料」の概念

久保内 加 菜*

The Concept of Collections in the Institutions of Popular Education in Japan

Kana KUBOUCHI

At the very beginning of the Meiji Era, the Ministry of Education was established and it began to manage collecting things like products, minerals and works of art and so on in the context of 'education'. Since then, museums had been one of the important institution of education and also exhibitions, which were opened frequently in cooperation with local authorities and several local groups, such as boards of education and voluntary groups.

The purpose of this article is firstly to describe the brief history of the educational policy on collecting since the Meiji Era to the early Showa Era, and secondly, to examine the concept of collections in the institutions of popular education. In Chapter one, the process on collecting special products and exhibiting them that was practiced by the powers of the nation in the early Meiji Era is confirmed. In Chapter two, some reports on the institutions of popular education in local authorities and some kind of exhibitions in the early Taisho Era were examined. Chapter three, multiplication of exhibitions and museums with standardized information in the Taisho Era is described.

目次

- I 明治期における文部行政と「資料」
 - A 文部省博物館とその「資料」
 - B 「教育」の特化と「資料」の情報化
 - II 明治末期以降の通俗教育行政と「資料」
 - A 通俗教育施設調査の特質
 - B 展覧会の地域における展開
 - C 「通俗教育品」という「資料」の誕生
 - III 大正期における「資料」の変容
 - A 民主娯楽調査及び生活改善運動の展開
 - B 社会教育行政と博物館及び展覧会
- おわりに

第二次世界大戦以前の社会教育行政の特質の一つとしての「非施設性」の問題は、これまで蓄積された社会教

育史の研究においても繰り返し指摘してきた。そもそも「施設」ということは今日の感覚での「事業」に近いとされる。建造物としての「場」、つまりある教育的目的を遂行するための専門の機関である「場」というよりもむしろ、その「場」で行われることを必ずしも必要としない集会などの事業こそが奨励の対象であり「施設」の内容であったのだ。この点については青年団や婦人会などの団体の発展や全国組織化、また各種の思想善導運動の活動に典型例を見ることができる。

本稿はこの「非施設性」を社会教育施設としての専門性から捉えかえすることを目的とする。特に「資料」をめぐる営みをその専門性の内実とする博物館及び展覧会の歴史的な発展過程を検討の対象とする。

明治期以降通俗教育行政において博物館及び展覧会は主要な教育的観覧施設の一つとして位置づけられてきた。そして大正期に社会教育行政が組織化されるにあたり、社会教育施設の一つとしての法制度的な基盤が築か

*大学院博士課程

れることとなる。しかし一方で博物館よりも一過性の展覧会が設置奨励の対象として重視されることとなり、「資料」の集積と活用を目的とする施設は遂に国家の威容を示す国立の大博物館へと発展することはなかった。

戦前の博物館をめぐる「非施設性」の特質はこれまで行政施策の視点、いわば博物館の不遇の問題として検討されてきたが、本稿では社会教育における資料の概念が構造的に抱える問題として捉えていきたい。つまり通俗教育という目的と「資料」との関係を明らかにしたい。

具体的には通俗教育行政において資料の特性、翻って博物館の専門性はどのように規定され、また形成されたのか、博物館に限らずむしろ積極的に展覧会を、そして「資料」の形成に多大な影響を与えた数々の通俗教育に関する調査活動の性質を検討の対象としたい。

I 明治期における文部行政と「資料」

文部省の資料の収集・公開への取り組みの始まりは遅くない（表1参照）。既に文部省が設立される前年には大学南校出仕で以後博物館行政の中心人物となる田中芳男が全国各地を調査する命を受けている。新しい教育制度の始動期にあって田中の業務を引き継ぐ博物局が設けられ、湯島の旧昌平校内に設置された観覧場は文部省博物館の名で一般公開が始まられた。これを皮切りに文部省は資料とその展示をめぐる施設を「教育的観覧施設」という文脈の中で営んでいく¹⁾。

つまり明治期を通して資料は「教育」の観点からの編成を繰り返すこととなるが、ここでは主に文部省博物館に注目し、その「資料」の内容と「教育」という目的との関係を具体的にとらえたい。

A 文部省博物館とその「資料」

文部省博物館は数々の博覧会を契機に規模を拡大させ、また方向性が形づくられていった。新政府として初めてウィーン万国博覧会に参加するため、文部省博物館及び博物局は創設後2年足らずで内務省下に設置された博覧会事務局に併合された。その後再び文部省の所管に戻されるものの、復帰理由として学校の生徒対象の実地経験という設置目的も強調されることとなる。こうして日本では二つの系統の博物館が生まれる。内務省系の博物館は文化財の保護を、文部省系の博物館は大衆の「教育」を重視することを目的としてそれぞれ発展していく²⁾。（なお前者は現在の東京国立博物館、後者は国立科学博物館の前身である。）

文化財の保護と大衆教育というこの二つの系統は、以後一層博物館としての目的・運営の相違が顕著となる。後者に当たる文部省系の博物館（以後教育博物館と記す）

表1：明治初期の「資料」をめぐる文部省の動き

1870 明治3年	明治新政府は物産局設置。大学南校出仕田中芳男は以後物産調査や収集など様々な面で携わる。
1871 明治4年	文部省設置され、物産局の業務は博物局に引き継がれる。湯島の旧昌平校内に博物局の展覧場設置。
1872 明治5年	ウィーン万博出品のため太政官正院に博覧会事務局設置。文部省博物館併合される。壬申検査実施。
1875 明治8年	博物館などが文部省に復帰。「東京博物館」に改称。内務省に残された博物館は別組織に。
1876 明治9年	田中不二麿らのフィラデルフィア博覧会の視察が、日本の「教育」博物館のビジョンに影響を与える。
1877 明治10年	第1回内国勧業博覧会開催。同じ頃「教育博物館」の一般公開。所蔵資料の貸出も開始。
1878 明治11年	教育博物館、物理器械を制作し、学校関係者向けに紹介・斡旋を行う。
1880 明治13年	教育博物館などで製作した、物理化学の簡易器械を領布する。
1881 明治14年	第2回内国勧業博覧会。改称した東京教育博物館は教育品陳列場を公開。列品目録なども発行。
1884 明治17年	東京教育博物館で学校教員対象に実験実習を中心とする理学講習会（学術講義）を以後5年間実施。
1886 明治19年	東京教育博物館、文部省総務局に移管。以後列品淘汰の訓令などによって事業は縮小傾向へ。
1887 明治20年	文部省官制により普通学務局が図書館・博物館及び教育会・通俗教育などの事務を掌握する。
1888 明治21年	東京教育博物館、東京高等師範学校付属として湯島の聖堂内に移転した。

は大衆教育、特に新しい学校制度の啓蒙普及が目指され、よって学校設備や教具に関する情報の収集・普及活動に重点が置かれた³⁾。そして資料の収集・保存というよりむしろ新しい教育制度を具体化し普及する、いわば情報生成し発信する場としての機能が期待されてゆく⁴⁾。

またさらに同館の設置理念である「教育」の内容は分化しつつあった。当初は物理・化学の実験器具や教場用具などの教育器具と、動物や鉱物の標本などの博物学の系譜をもつ博物標本、つまり自然史関係の資料という二本立てで資料の収集と陳列がなされていた。つまり江戸末期の蕃書調所以来の物産調査の伝統を引き継ぐ一方で、新制度である学校教育の教具・設備の紹介と斡旋が主要な業務として加えられたのである。しかし自然史関係の資料は次第に学校教育の目的と同一視され、結果的には縮小されていく。「教育」という目的が教育博物館の活動を資料と切り離すことになるのである。

資料の内容を具体的に見てみよう。同館が扱っていた自然史関係の資料は博物局以来の伝統をもつ⁵⁾。しかし博覧会事務局から復帰した際に所有していた資料を残してきたため、まず収集から始められた。その後10年間、教育博物館の職員が出張して全国各地の物産を調査し採集した。また海外からの購入や寄贈も少なくない⁶⁾。このようにして動物学や金石学標本など自然史関係の資料は増大し、1881年の時点で既に1万4千点を超えていた。

その一方で教育品資料も急増し、対外的にも積極的な

普及事業が展開されるようになった。当時の普及事業は椎名仙卓の分類によれば(1)理化学器械の紹介斡旋、(2)所蔵標本の貸出、(3)博物標本の払下げ、(4)学術講義の開催に大別できる⁷⁾。

(1)～(3)は当時学校教育制度の普及のために不可欠とされた事業であった。特に(1)は需要が高かった。新しい教科教育内容に基づく理科教育では実験が必要とされたが勝手がわからず現場の混乱を招いていた⁸⁾。実験の方法や器具は「模範」を必要としていたのである。そして教育博物館は実験器具を購入するだけでなく、模造品や廉価で簡単な仕組みの簡易器械を作成し領布した。また主要な教具である掛図も英國製などが購入される一方、日本の学校向けのものが同館で製作され紹介斡旋される⁹⁾。また(2)(3)のように資料の貸出や有償払い下げまで行われている。同館で領布した図説で動物標本の製作方法なども示されたが、自治体や学校からの注文に間に合わず、1883年には民間会社に製作依頼をさえしている。

このような性格の教育博物館に要求されたのは、新制度である学校教育、特に理科教育に関する方法や設備の「模範」としての情報であった。よってその需要に応じて標本や器械が資料として揃えられ、払い下げられることになる。(4)も博物館の所蔵する資料を用いての事業で今日で言う教育普及活動の草分け的活動であるが、受講者は公立小中学校の教師に限定されていた。同館は「模範」としての学校教育に関する情報を扱う、教員のための専門的な教育博物館であった。

しかし同館は義務教育が全国に普及し、標本も器械も民間で賄われるようになるに伴って次第に存在の意義を失っていく¹⁰⁾。普通教育関係以外の列品を淘汰する旨の訓令が出され、東京高等師範学校付属の施設となることによって機能も大幅に縮小されたのである。

B 「教育」の特化と「資料」の情報化

教育博物館において「教育」という目的が明確になるとともに自然史資料が省みられなくなった事実はどのように理解できるだろうか。つまりそれは「資料」が情報として処理され、結果として「教育」を目的とする実体を伴わない情報の集積として矮小化された過程ではなかっただろうか。教育博物館における「資料」は当初「模範」という教育的価値をもつものとして情報化され、その結果当時与えられた価値以外の可塑性をもたない情報として集積された。教育的観覧施設における「資料」が「もの」であることを離れ、教育的価値の視点から情報化されていく変容の過程を明治初期に遡って見てみたい。

ウィーン万国博覧会を始めとする国外の博覧会出品や

内国勧業博覧会開催の目的は第一に殖産興業にあった。各府県への物品調査・収集の布達によって集められた大量の資料が一堂に会されることで、日本の産業国としての威容が隈無く示された。また物品が収集・展示される、いわば新政府をめぐる権力の構造が可視化される過程で結果的に、各自治体や出品者の産業主体、また国家を構成する一員としての自覚を喚起したのである¹¹⁾。

そして博覧会における「資料」に対する概念は、あくまでも「もの」そのものが本位であった。例えば明治期当時主要な産業で博覧会でも筆頭部門であった鉱業冶金の部を見てみよう。鉱物・鉱石の現物と同時に鋪内の様子や採鉱・精錬などの作業工程を表す絵図・図巻が各県から資料として集められている¹²⁾。実際には絵図や図巻は鉱物・鉱石の解説資料として脇や背後に並べられたと推測される。出品目録にも明らかな通り鉱物・鉱石が主役であって、絵図や図巻はあくまでも付随する資料であった¹³⁾。つまり鉱物というものの、そのものが資料として目され、また鉱物に限らず出品されたあらゆる天産物や工業製品、美術工芸品などが国会の産業体系を有能に代弁したのである。明治期の博覧会行政において「資料」とされたものはもの、そのものの価値であった。

しかし1880年代半ば頃からこのような国家を挙げての博覧会の実施や出品は、いわば西欧式の大型国立博物館誕生の兆しを見せるがそれ以上の進展はなかった。一連の博覧会は一般の人々にも広く開放されたが、終了後は出品資料の多くは博物館に買い上げられ、または寄贈・寄託された後まさに「博物館入り」となり、人々の記憶から忘れられていった¹⁴⁾。

II 明治末期以降の通俗教育行政と「資料」

文部行政において資料の収集と公開に再び力が注がれるのは特に1911年以降の通俗教育行政の文脈であった。この文脈において全国的に展覧会が盛んとなる。各地で開かれる自治体や教育会主催の展覧会、そして一方では美術展覧会などの分野別の大規模なものへと内容も多様になる。しかしいずれにしても資料そのものより、それが集められ、陳列されるプロセスが重視されたのだった。

A 通俗教育施設調査の特質

通俗教育施設の奨励策において特徴的なのは、それらが文部省が直接手を下すのではなく、各地の教育会などの民間団体を中心として事業化がなされることである。そして文部省が実際に行った事業の内容が施設に関する各種の調査研究であった点は注目に値する。一連の調査研究のもつ意味は、展覧会の特質を検討する前提として検討する必要があるだろう。ここでは特に1911年の通俗

教育研究会と、1916年の文部省普通学務局の二つの報告に注目したい。

1 通俗教育研究会の報告

通俗教育行政が特に活発に展開されるのは1911年頃からである。もちろん日露戦争開戦時に出された各種の通俗教育に関する通牒やその後の奨励金などの交付によって地方青年団の活動や地方教育会などによる通俗講演会など事業は既に盛んになりつつあった。しかし戦後の大逆事件を始めとする反天皇制イデオロギーの台頭と社会的不安を契機として設けられた通俗教育施設調査委員会によって通俗教育施設の全体像がようやく具体化されるのである。

同委員会は2年という短期間で調査や報告書の出版など精力的な活動を展開していく。委員会設置から半年ほど後に出了された通牒「通俗教育施設事項に関する件」では公私立学校に関する内容と同時に学校の外各種団体についての施策も示され、青年会などの各種団体の活性化とそれらの団体が行う事業としての講演会や展覧会などの有効性が謳われた。そして同委員会内に設置された通俗教育研究会によって通俗教育施設のあるべき姿や参考資料が示されることになる。

はたして、同委員会で実施した調査や報告は実際の施設実態を客観的にまとめるというよりも、自治体や教育会などに対して、将来的に行われるに望ましい事業の実施方法や理念を、東京市や欧米などの先進的な事例を紹介しながら具体的に提言するという性格が強い。

通俗教育施設事項に関する通牒と同時期に出された通俗教育研究会による報告書は「通俗教育上に施設すべき卑近なる事項を研究調査し、その实际上に於ける施設法を記述」することを目的としている¹⁵⁾。図書館、児童文庫など20項目程度にも及ぶ様々な施設事項とともに、国内の各都市における施設状況、またドイツを中心とする欧米の民育事業や小学校教育の状況など非常に幅広い領域を対象としている。日本国内の事例は自治体や各地の教育会などによる報告をまとめたもので、欧米のものは視察による報告である。

つまりこの報告書の目的は各自治体や教育会、青年会などの各種団体に対して通俗教育施設のあるべき姿を提起することにある。前書きの部分で小松原文相の発言内容として述べられている通り「模範を示し、広く社会上に於ける通俗教育の精神を注入し、併せその施設を奨励するものであって、实际上の活動は、一に地方青年会とか、教育会の団体に為さしむる方針」¹⁶⁾という性質のものである。通俗教育施設として各地方の教育会や青年会主催の講演会や展覧会などの事業が既に行われていた

が、この報告書ではさらに様々な事業を自治体や団体間の協力関係によってより体系的に実施されることを提起する。通俗教育教育会の役割とは小松原のことばを借りれば各種の団体との「媒介的な業」であり、実際の事業化はそれらに委ねる「助成的指導的奨励的」なものであった。

ここにおいては展覧会像はこのように語られる。「毎年この会の開催毎に（中略）恰も世界の花をこの一室に集めた如き、美なる光景を呈するように為さねばならぬ、そして、又美術品の中で珍奇なものがいた場合には、凡てそれを写真に撮影しあいて、各学校や図書館に配布してみるやうになすべき…」¹⁷⁾。ここでは一連の通俗教育行政における「資料」に対する認識の問題をかいだ見ることができる。展覧会は一過性の祝祭の場として位置づけられており、よって体系的・継続的な資料の収集や保存の意識は希薄である。資料を写真で記録し各教育機関に配布するという点も資料情報に対する特殊な概念であると言える。「資料」は画一的な規範を必要とし、既に一個人等による収集熱（enthusiasm）は萎え、主観的または地域的な収集体系は「非近代」のものとして排除される構造が形づくられ、模範を示す一元化された情報が提供され、展示される仕組みとなる。

文化芸術を領域とする通俗教育施設は、一般の人々の参加・協力が積極的に奨励される一方、欧米に見られる前衛ゆえの退廃芸術のように社会悪として現れる兆候を警戒する姿勢¹⁸⁾も窺える。通俗教育のための展覧会像は自治体や教育会等の連携体系の中で「害のない」均質の内容のものが展開されることであったのである。

2 文部省普通学務局の報告

こうして通俗教育施設、すなわち中央と地方の運動関係が決定的となる中で、図書館及び博物館などの教育的観覧施設、また件の教育博物館も普通学務局所管となる。そして1916年には同局により新たな通俗教育施設の実施状況の調査報告書が出される¹⁹⁾。

この報告書は前述の通俗教育研究会のものと比べると簡略な構成であり、地方の実状をより客観的に表しているといえる。梗概によれば1911年の通牒によって勧奨奨励された施設項目が各地方にいかに普及したかを見ることが第一の目的であり、道府県庁よりの報告をまとめた形式をとっている。具体的には通俗講演会、音楽会、幻燈会・活動写真会、展覧会、通俗文庫、青年会・婦女会、寄席や興業の活動写真など、その他（印刷物など）の8項目が特に重視されている。通俗教育研究会による報告書に比べ実態に即した内容である点が特徴的である。しかし通俗教育施設実施のシステムは変わらない。教育会

や青年会などの協力によってこれらの施設を実施することを目的とするものである。

既に各種施設の体系化、また全国各地方への普及がもくろまれ、様々な事例がモデル事業として紹介されている。この一連の研究は1920年以降の民衆娯楽調査の系譜へとつながっていくが、民衆娯楽調査が民間を含む各種事業の実態把握を目指したのに対し、この報告は通俗教育研究会同様、モデル提示型の調査研究報告と言える。

B 展覧会の地域における展開

上述の調査研究ではいずれも展覧会は未発達とされるが、通俗教育施設としての有効性・可能性は強調されている。その奨励方法としては卒業式など学校の行事や、町村農会主催の農產品品評会などの機会を利用して児童成績品、教育考案品、理化学器械、博物標本、書画などを合わせて展示することが提起されている。このように学校や農会が主催する展覧会も通俗教育施設の一つとして想定されているが、実際に各自治体や教育会などの主催する展覧会は学校などを巻き込むことによって発展の兆しを見せるのである。以下、通俗教育研究会と文部省普通学務局の報告により紹介された事例を都市部と小規模なものとに分け、当時の展覧会の開催状況と、望ましいとされた事業内容を検討したい。

1 都市部における展覧会

大都市の教育会主催の展覧会の成長は目覚ましいものがあった。特に通俗教育奨励に関する文部省の意向に対する東京府教育会の対応は迅速で、1906年の時点で同教育会附属の通俗教育部が設置された。府当局より毎年1千5百円から2千円の補助を受け、講演会を始め様々な事業を行っている。例えば東京府教育会は通俗教育に関する調査報告を東京大正博覧会に出品して銀牌を受けている²⁰⁾。同教育会の展覧会は当時一般的な学校成績品の展覧会ではなく、開会する土地の歴史や先輩故人の遺物などを観覧する先進的な内容であることが強調されている。

道府県・郡レベルの自治体主催の展覧会は教育会との連携が少くない。1914年には三重県教育会及び三重県斯民会主催で津市で通俗展覧会が開催された。県教育資金より補助があり、県立学校や小学校を始め東京の衛生研究場などからも出品がある。一つ一つに説明が付けられ、関係吏員による講演もあったと言う。

また学校教育との協力関係で数多く行われている。例えば1914年の埼玉県主催の通俗理科展覧会は県教育関係者総ぐるみの事業として注目される。県学務課員全員と浦和町の県立各学校長並び理科担当教員一同を委員と

し、女子師範学校を対象とした。一般公衆に対する理科の知識の増進が目的とされ、観覧者に対しては委員や補助委員が直接説明を行っている。資料は県の衛生課備品を始め、県立各学校及び県立農事試験場の備品などであった。

都市部の展覧会はこのように自治体下で大規模に行われる傾向が見られる。岐阜県でも県事業として1913年度から1千2百円余りの予算で衛生展覧会を開催している。各種模型、標本など約1千2百点の資料を購入し、県の備品も加えてそれを三部に分類し各都市に巡回させる。毎回2~7日程度で26回開催した時点でのべ24万人もの観覧者が訪れた。一日あたり2千人から1万6千人と言う。その他にも交戦国貿易品展覧会や度量衡器展覧会も開催された。

2 展覧会の目的による分化

以上挙げてきた展覧会は特に規模の大きな例であったが、郡や市町村レベルの自治体で行われるものは教育会や学校との協力関係をとるという形式は同様ながら出品資料も自前で賄う小規模なものが多い。

中でも画期的な事例は愛知県西春日井郡の連合青年会主催の青年会成績品陳列会である。青年者の学芸及び実業思想の上伸を目的に、休暇中の小学校を会場に毎年一回開かれる。第三回目の陳列会では第一部は書方、綴方、図画、俳句で4397点、第二部は試作した米、草履などの農産品・工芸品が1023点集められた。また同郡の小学校では児童の成績品展覧会を開催している。音楽会や朗読談話会を兼ね、学校所有の会が標本類を陳列し物理化学の実験も行われた。児童や父兄だけでなく一般の来館者も多かったと言う。

しかし多くの場合、学校や青年会などの事業に合わせて小規模な展示を行っているのが実態であった。例えば岐阜県では郡市町村教育会、青年会、婦女会、農会、学校児童父兄懇話会などの付帯事業として開催された。学校備付の理化学器械、標本、教授用具、郷土木材、生産消費比較表など通俗教育の資料と見なされるあらゆる資料が陳列された。

これらの展覧会は小規模ながら通俗教育行政の意向に沿ったものであった。つまり地域団体や学校、自治体の連携した一般の人々が観覧し、また参加する展覧会の開催そのものが目的であったのである。

この一方で文部省主催の大規模な展覧会も少なくなかった。明治初期の華々しい博覧会の時代を過ぎると文部省が積極的に関わる展覧会は鳴りをひそめたものの1907年に第一回の美術展覧会が開催されている²¹⁾。作品は公募と審査員出品とで集められ、上野公園内にある

元東京勧業博覧会美術館の広大な会場に千点ほどの資料が陳列された。もっとも文部省の買い上げとなったのはその内わずか14点に過ぎない。東京府の事業との協力関係も進み、この美術展覧会の会場も東京府主催の東京勧業博覧会の元美術館の建物を使用することとなった。このように文部省そのものが出品を受け資料を扱うことは積極的に行われなくなり、代わりに展覧会の実質的な主催としての各種団体の活動が活発となる。

この時期の通俗教育を目的とする展覧会は規模や内容、目的が多様化していったと言える。都市部の文部省や道府県、教育会などが主催する大規模で趣旨が明確な展覧会から、主に市町村での小規模な展覧会まで各種のものが育成されていった。いずれにしても地域団体や芸術団体、学校などが自治体と連携して展覧会を開催する土壌がつくられていったのである。

3 他の通俗教育施設との関係

通俗教育を目的とする展覧会がもつ意味をおしはかるために、他の通俗教育施設にも目を向けていた。

地方において通俗講演会や幻燈会などの通俗教育施設が、教育会などの団体によって開催されるという構図は展覧会と同様である。ただし1911年の通俗教育研究会の報告で確認できるように、様々な事業を同時に開催する形式のものも増えてきている。例えば東京市教育会は既に1901年に通俗教育講演会の施設を開始していた。これは講演と同時に教育講談、幻灯、琵琶の演奏も行われ、大都市の教育会による事業の先進的なモデルとして注目されていた。つまり通俗教育施設として当時最も主流であった講演会と各種事業を抱き合せ大規模な集会とするものであった。では最も一般的であった通俗講演会と幻燈会に注目したい。

第一に通俗講演会は当時最も主流であり、また通俗教育行政における通牒や各種の調査研究によって最も適切な事業と目されていたにも関わらず、その実施方法の改善が課題とされていた。つまり聴講者を退屈させないための工夫が求められていたのである。通俗教育研究会でも題材集を編集している²²⁾。講演の材料を提供し、その上に話し方を指導する目的のものであり、各月毎にふさわしい題材が示され、そのまま講演の原稿とできるよう話し言葉も挿入された文章である。同様の題材集は各種出版されていることからも²³⁾、当時の講演の題材不足とその一方で題材や事業内容の全国的な規格化が進んだことが窺える。

しかしそのような題材も幻灯や活動写真の楽しさを知る当時の聴衆者に飽きられてしまうのは当然の成りゆきである。そして幻燈会や展覧会との抱き合させて開催さ

れるが急増することとなる。

展覧会と並ぶ通俗教育施設の一つとして第二に挙げたいのは幻燈会である。これは講演会と同等に通俗教育の格好の事業として認識され、また広く実施された。しかしその定着を妨げたのはコストの問題である。明治末期以降は商業としての活動写真も普及しつつあり、活動写真も幻燈会に代わる通俗教育施設と目された。しかし自治体では幻灯でさえ器械一式を揃えるのは難しく、まして活動写真は希であった。例えば岐阜県では18群中幻灯器械を所有しているのは10カ所のみであった。県教委区会が器械を貸与され、各地で幻燈会を開催する。説明は郡視学官や小学校教員によってなされることが多かつた。活動写真についてはフィルムが高価なため、十分な活動ができなかったと言う。

通俗講演会、幻燈会の事例に共通しているのはシステムとしては教育会など地域の団体を通して実施されていることである。そして学校事業や農会などとの抱き合せの事業が目立つ。器械を相互で貸与したり、目的の異なる団体同士で役割を分担したりという工夫が見られる。そしてコンテンツの不足の問題も共通している。講演の題材探しとともに、「通俗教育の目的に適する」幻灯の種子板や活動写真のフィルムの製作・選択は難航した。

つまり明治末期よりようやく具体的に示された通俗教育施設の内容は既に過渡期にあったと言える。講演会という方法はもはや集客力の期待できる事業ではなくなっている。1920年頃には一般的な大衆娯楽として定着する活動写真も当時はまだ実際性に乏しいものである。しかし実際にはほとんど実施されていない音楽会も主要な通俗教育施設の一つとして位置づけられていたように、通俗教育の内容としては非常に体系的な事業内容が目指されていたと言えよう。

C 「通俗教育品」という「資料」の誕生

はたして通俗教育を目的とする施設は展覧会で最も視覚的に具体化されることとなるが、そこでは資料の「もの」としての価値は次第に薄れることとなる。各地で開かれた多様な展覧会は教育会などの団体が協力すること自体に目的があり、資料の「もの」としての集積より、情報としての価値に意味がおかれたのである。つまり展覧会は盛んではあったが、それらの資料は博物館や展示場などの形でその地域に残されることは希で、ほとんどが借入品か、または生徒成績品や手作りの模型やパネルなど恒久的に保存するには及ばない出品品であった。

そもそも通俗教育を目的とする展覧会における資料とはどのようなものなのか。文部省の教育博物館はまさに

その目的のためのモデルと目されることとなる。

教育博物館は1911年の文部省の通俗教育施設への積極的な肩入れを契機に通俗教育館を付設することができ、通俗教育を目的とする博物館と目された。そして各自治体からの視察調査の受け入れに追われ、館長である棚橋源太郎自身が各地の通俗教育関係の展覧会に指導のため出向くこともあった²⁴⁾。また展覧会開催などのための自治体や教育会などの通俗教育品の借入要請も激増したが、1914年の時点では備付品無しのため要請に応えられなかった。同館はその後数々の特別展覧会を開催し、それらの展覧会は空前の観覧者を集めると同時に、会期後は展示された資料一式が通俗教育関係の資料として全国を巡回することとなる。あたかも明治初期の、新しい教育制度の「模範」を提示する学校教育の専門館としての同館の活動を彷彿とさせる。今度は新たに通俗教育品という「模範」が同館には求められたのである。しかしそもそも通俗教育品とはいったい何であるのか。

通俗教育品という「資料」の誕生。これこそが通俗教育施設の資料の内容であり「教育」の特質である。教育博物館の特別展覧会では第一次世界大戦の報道写真から家事科学に関するテーマまで、様々な出品を受け付け陳列した。写真や図表などのパネル展示や実物展示と呼ばれる各種の出品品は会期終了後は通俗教育品として同館に保存され、また各地に貸し出された。それらの出品品は通俗教育を目的とする展覧会の主題を表すことで教育的な価値が認められるものであった。学校教育で使用される教具と同様に、ある教育項目を教えるための道具にすぎないものである。簡易器械が使い古され、また教育大綱の変遷とともに役割を失ったように、通俗教育資料は一過性の情報としての価値が優先される性質のものであった。そして「模範」としての情報を集積する展覧会は規格化され、一元化された情報が公開される。同様のものが各地で開催されることとなる。

教育博物館の実質的な館長であった棚橋源太郎は同館の「教育」という名称そのものが日本における大きな誤解であると指摘する²⁵⁾。欧米で「教育博物館」と言えば子どもを対象とするか、または明治期当時の教育博物館のように学校設備や教具を扱う学校教育関係者対象の専門的博物館である。今日日本では一般大衆向けの博物館が「教育」博物館と呼ばれているが、しかしそれは間違いだ。博物館という施設は本来どれもが一般大衆を対象とするものであるのだから、通俗教育や社会教育を目的とする専門博物館という発想自体がナンセンスであると現状を嘆くものである。

棚橋の思惑も届かず、博物館及び展覧会においてはより一層、通俗教育という領域が確立していく。それはた

しかに博物館などの教育施設を大衆化し、一般の人々に開いていくという点では博物館の近代化を推し進める一因であり、また博物館の専門領域、つまり目的別の分化も近代化の指標となりうるものである。しかし通俗教育の文脈の中の博物館行政や一連の展覧会においては通俗教育という目的が特化され、通俗教育の内容 자체を表した一過性の資料が創られていった。

III 大正期における「資料」の変容

いわゆる普通学務局第四課が特設された1919年を契機として、通俗教育行政は社会教育行政として再編成されていく。その過程で通俗教育を目的とする博物館及び展覧会はさらにその目的を明確にし、資料もその展示手法まで均質化し全国的に普及していく。社会教育行政は形をもつ「もの」としての資料よりも大衆の生活様式に、また活動写真や寄席などの民衆娯楽の形態に目を注いでいく。

A 民衆娯楽調査及び生活改善運動の展開

急速に体系化へと動き出した社会教育行政がそれ以前の通俗教育行政と大きく異なるのは、自らが実施主体としてモデル事業を行うのではなく、実際の民間の娯楽施設や、一般の人々の日常生活の状況に注目したことである。それは客観的な調査として現状に対峙すると同時に、様々な地域団体や民間の業者や有識者などとの協力関係を重視した。

第四課設置後すぐに社会教育調査委員会が設置されたことに顕著なように、現状調査は真っ先に重視された。通俗教育行政の本格的な始動の時期から概観すると、まさに通俗教育行政、そして社会教育行政への移行にかけて調査活動は常に重要な事業として位置づいている（表2参照）。そしてそれらは自治体や様々な地域団体との連携により実施されている。そして社会教育行政においてはさらに地方の社会教育担当の吏員対象の社会教育講習会や業者も対象とする活動写真の講習会など各種の講習会も実施される。本来博物館の関係者が中心であった教育的観覧施設講習会も学校関係者や教育関係の吏員まで対象を広げて開催される。

また生活改善同盟会の設置も社会教育行政の特質を表す組織として注目に値する。この同盟会は教育博物館での特別展覧会を契機に設立され、内務省の展開する地域改良運動に呼応して文部省として展開された生活改善運動の事業母体として積極的な活動を行う。つまり大衆の生活様式に注目し、調査活動を行うと同時に実質的には社会的な影響力のある婦人団体や女学校、また建築家団体などを巻き込んだ民間の団体であり、同時に社会教育

行政の担当者も参加するものであった。そして教育博物館での時展覧会では中心的な役割をはたし、これがモデル事業となって以後同様の調査活動や展覧会が各地で行なわれている。このように民間の団体との連動との調査及び事業という形態は引き継がれていく。

表2：文部省の通俗教育行政に関する施策及び調査

1911 明治44年	通俗教育調査委員会設置。『通俗教育講演資料』、『通俗教育に関する事業とその施設方法』発行。
1912 大正1年	教育博物館に通俗教育館附設及び公開。主に学校教員・学生対象の動力展示や図書館との連動など斬新な手法が導入される。
1914 大正3年	東京大正博覧会開催。東京教育博物館は高師附属より独立。通俗教育館施設調査依頼及び通俗教育品借入要請激増。
1916 大正5年	文部省普通学務局編『地方通俗教育施設状況』発行。東京教育博物館で初の特別展覧会開催しかなりの盛況。
1919 大正8年	東京教育博物館で災害防止展覧会。安全週間の催しは大盛況。普通学務局第四課設置。教育博物館の展覧会を契機に生活改善同盟会発足へ。
1920 大正9年	社会教育調査委員会設置。まず活動写真の分野に着手し、翌年にかけて初の民衆娯楽調査実施。東京教育博物館での時博覧会も大盛況に。
1921 大正10年	東京教育博物館、東京博物館と改称。自然科学とその応用及び社会教育を行う施設となる。
1922 大正11年	文部省普通学務局編『生活の改善研究』発行。しかし生活改善同盟会の低迷が顕著になる。
1923 大正12年	関東大震災。あらゆる業務が停滞し、改称した東京博物館も建物諸共失う。初の民衆娯楽調査もまとめられることなく終了。
1930 昭和5年	二回目となる全国民衆娯楽調査実施。調査対象として初めて農村の状況に目が向けられる。
1932 昭和7年	再び農村娯楽調査。地方農村の現状を中心に伝統、映画などの形式的な把握。結果はその後も順次冊子にまとめられる。

B. 社会教育行政と博物館及び展覧会

通俗教育を目的とする展覧会は教育博物館での特別展覧会をモデルとして各地に普及していく²⁶⁾。主に大規模な展覧会の開催にあたっては既に実施された展覧会の資料をまとめて借り受ける巡回の方法が一般的であった。しかしそれができるのは大都市の教育会や学校教育行政との協力を得たもの、また新聞社や百貨店との共催などの特殊なケースに限られることとなる。この方法で生活改善や衛生などをテーマとする展覧会が各地を巡回することとなる。

ある程度の集客を見込める展覧会が大規模で展示技術の洗練を必要とするようになったことは各種の地域団体や一般の人々の参加・協力を限定したものとしていく。展覧会の規模が大きくなり、また娯楽施設の発達によって活動写真やイベントなどのコストのかかる付帯事業が集客方法として必要となるに伴い、展覧会の開催主催はより特殊な母体を、また実際の展示においては専門業者の技術を必要とし、自治体や地域団体の単独の事業としてはまかないきれなくなる。パネル展示などの出品品を中心とする展覧会は会期終了後は開催地には何も残さない一過性のイベントである点も事業としての限界があったと言える。

一方で名和昆虫博物館等に見られるように民間の人々

による専門博物館の設立運動は活発となる。この流れが自治体における展覧会活動との連動を見るのは昭和期に入つてからである。地方の小規模の展覧会は昭和初期にかけての郷土博物館設立運動に顕著に見られるような教員などの学校教育関係者や郷土史家などの在野の研究者によって博物館として形づくられる動向を見せていた。

國家の威容を示す大型の国立博物館の設置構想は昭和初期によく「大東亜博物館」などとして形づくられる²⁷⁾。しかしそれらは結局建設にはいたることはなかった。「資料」そのものの教育的価値は文部行政において十分な認識が不足していたのである。

おわりに

以上見てきた通り通俗教育施設としての展覧会及び博物館は、そこで扱われる「資料」の概念が構造的に抱える問題によって限界を見ることになった。「資料」の情報化の問題は今日にも継続する問題であると言える。技術や通信網などのハードウェアの発達によって「資料」に関する情報を文字化（画像化・音声化…）することによって体系的に処理することができるとする「資料」観は、「資料」をものそのものから切り離すことによって可塑性のない情報と矮小化させてしまう可能性をもつ。今後の課題としては「資料」の体系化の方法論についての原理的な検討が残されている。

注・引用文献

- 1) 同館の沿革は『国立科学博物館百年史』(1977年) 及び百年史の執筆を担当した椎名仙卓の『日本博物館発達史』(雄山閣、1980年)に参考にした。
- 2) 椎名仙卓「集古館の設置と古器旧物保存の布告」同上書、40頁
- 3) 東京教育博物館となった文部省博物館は、その後「教育」の名を冠する博物館へ改称される(表1参照)。
- 4) 石附実(『教育博物館と明治の子ども』福村出版、1986年)は教育博物館を「近代教育のショールーム」(141頁)とよんでいる。
- 5) 田中芳男らにより収集・整理された博物標本は「博物館列品図録」などとして刊行された。
- 6) 詳細は椎名仙卓「教育博物館の収集資料」椎名仙卓前掲書を参照。
- 7) 椎名仙卓「教育博物館の教育普及事業」同上書。
- 8) 掘七蔵『日本理科教育史』福村書店、1961年。
- 9) 棚橋源太郎「実物教授用品」『教育界』第3巻第2号(臨時増刊)、1903年、110-6頁
- 10) 椎名仙卓(「わが国に於ける『教育博物館』の終焉」

- 聖徳大学川並記念図書館編『聖徳大学短期大学部創立三十周年記念論文集』聖徳大学出版会、1995年)は「教育博物館」という設置目的の教育行政における限界を指摘している(481-502頁)。
- 11) 博覧会をめぐる権力の構造については吉見俊哉『博覧会の政治学』(中央公論社、1992年)を参照。
 - 12) これらの絵図・図巻は主に山主や短期で配属された作業監督者が作業工程や舗内の地理を把握し説明するために専門の絵師によって描かれた。特に江戸時代以降は美術品としての装飾も加えられ、様々な写しが現存する。ウィーン万国博覧会や第一回及び第二回の内国勧業博覧会では出品のために新たな絵図や図巻が描かれ、関東大震災以前まで帝室博物館に残された。
 - 13) 例えば『明治十年内国勧業博覧会出品解説 第一冊』(内閣文庫所蔵)中、岡山県の提出した頁に記載のある「備前国和気郡和意谷村」産の銅鉱には国立科学博物館に現存している銅鉱内建築の彩色の略地図が付随していたと推定されるが、出品解説への記載はない。同様に「明治五年」の書き入れがあり、『澳國博覧会出品各府県鉱物錄進』(東京国立博物館所蔵)には対応する鉱物がありながら、資料として目録に記載されていない絵図・図巻は少なくない。
 - 14) 前述の鉱物や絵図・絵巻が文部省のもとに戻ってくるのは関東大震災後に帝室博物館天産部の資料を科学の専門博物館、当時の東京博物館が譲り受けるまで待たなければならない。そしてそれらの資料が再び公開されるのは昭和7年の同館の特別企画展「江戸時代の科学」以降途絶え、1996年の特別企画展において戦後始めて整理され、公開されることになった(国立科学博物館編『日本の鉱山文化』1911年参照。)
 - 15) 通俗教育研究会編『通俗教育に関する事業と其施設方法』明誠館書房、1911年
 - 16) 同上書、20-1頁
 - 17) 同上書、232頁
 - 18) 同上においてはドイツなど欧米諸国における国民の芸術活動の隆盛に伴う退廃の危険性が指摘されている。教育の普及と表裏一体にある「落とし子」への対処は教育行政関係者には早くから注目されていた。例えば吉田熊次(『社会教育(再版)』敬文館、1914年、497頁)はそれを消極的対処とし、わが国の文化状況では不可欠のもの述べている。
 - 19) 文部省普通学務局編『地方通俗教育施設状況』文部省普通学務局発行、1916年
 - 20) 調査内容は(財)東京都教育会編『通俗教育に関する調査』(同会発行、1916年)にまとめられている。
 - 21) 『日本帝国文部省第三十五年報』1908年、13-6頁
 - 22) 通俗教育研究会編『通俗教育講演資料(第二版)』明誠館書房、1911年、同研究会編『通俗教育 国民講演百種』明誠館書房、1912年など。
 - 23) 第二版である同上書(1911年)は初版のわずか一ヶ月後に刊行されたことからも需要の高さが窺える。その他山松鶴吉『通俗教育 講演要領及資料』(寶文館、1912年)、帝国教育会編『通俗教育施設方法講演集』(国定教科書共同販売所、1913年)などの各種団体や個人編の講演集、題材集などが相次いで出版された。
 - 24) 『教育博物館年報 大正三年度』1915年
 - 25) 棚橋源太郎『眼に訴える教育機関』刀江書院、1915年[伊藤寿朗監修『博物館基本文献集 第一卷』大空社、1990年所収]
 - 26) 久保内加菜「東京教育博物館における特別展覧会」『(東京大学大学院教育学研究科)生涯学習・社会教育学研究』1996年、41-50頁を参照。
 - 27) 金子淳「ファシズム期における日本の博物館政策」名古屋市博物館編『新博物館態勢』1995年、19-24頁など参照。